**平成２８年（フ）第２２０２号**
札幌市豊平区西岡２条８丁目６番11―102号
債務者　木村　美雪
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２１５号**
札幌市手稲区稲穂２条７丁目10番20―301号
債務者　齊藤　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２１６号**
札幌市手稲区稲穂２条７丁目10番20―301号
債務者　齊藤　春香
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２３７号**
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番７―514号
債務者　阿波　義晃
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６２号**
札幌市豊平区豊平３条２丁目２番１―602号
債務者　髙橋　香織
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５号**
札幌市厚別区厚別西１条４丁目４番３号
債務者　酒井　理江
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１５号**
北海道稚内市声問２丁目31番14号
債務者　三上　美弘
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２８年（フ）第１６号**
北海道天塩郡豊富町字豊富西１条仲通11丁目四町内団地33号
債務者　梅田　　隆
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２８年（フ）第２０７号**
釧路市星が浦大通１丁目９番８号
債務者　ボウノットこと　佐々木　毅
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第２２６号**
釧路市緑ケ岡２丁目13番12号
債務者　小林　千絵
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第４８号**
山形県酒田市緑ケ丘２丁目１番地の６　グリーンヒル１―Ａ号
債務者　高橋優治郎
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２８年（フ）第６３３号**
埼玉県入間市宮寺574番地１
債務者　新藤　澄子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３７０号**
埼玉県熊谷市江南中央２丁目９番地11　センターヒルズ202
債務者　加納　龍彦
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第９９号**
岐阜県多治見市宝町６丁目４番地の１　メゾン野中105
債務者　矢田　芳樹
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２８年（フ）第３３９号**
愛知県岡崎市堂前町２丁目５番地２　ファミールみつる102
債務者　三宅　博道
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３８３号**
愛知県岡崎市明大寺町字西郷中39番地、前住所高知県高知市北本町３丁目４番62号
債務者　西村　敦子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２８４号**
高知市十津６丁目８番１―１号
債務者　三好　健夫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１２５８号**
東京都三鷹市下連雀６丁目15番１号
債務者　竹重　邦之
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部